

南海地震条例づくり 項目別検討表

NO. 22

場所		生活を再建する、産業・都市を再生する / 応急・復旧段階 / H-3-3 「ライフラインの復旧」
日時		

	主体						
	自助(県民・事業所など)		共助(自主防災組織・ボランティアなど)		公助(県・関係団体など)		
	誰が	どのようにするか	誰が	どのようにするか	誰が	どのようにするか	
時間軸	備えの段階	県民・事業所 ○井戸、地域上下水道、自家発電等の地震津波対策	自主防、事業所 事業所	○非常用発電機と燃料の確保・備蓄 ○ライフラインの敷地内安全性の確保(マニュアル作成)	県・市町村 ライフライン事業者	○ライフライン事業者との連絡体制の整備 ○応急復旧体制の整備 ○水道、電気等供給・処理施設等の地震の安全性の確保 ○火災等の二次被害を防止に必要な、利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報の実施 ○安全マニュアルの作成 ○電気供給ルートの確保策 ○各施設の耐震性(振動応答、液状化安定性)、津波(海水)に対する安全性	
	地震発生時	県民・事業所 ○火災・ガス漏れ・油漏れ防止 ○初期消火					
				自主防、事業所	○(初期)消火、救命、救助、敷地内安全確保及び避難(I-1-3)		
	応急・復旧段階			隣人・町内会・自主防災組織等	●ライフラインの至急度判定に協力する(A-2-1)	県・市町村 ライフライン事業者 ライフライン事業者	●ライフライン情報の交換を行う(A-2-1) ○火災等の2次災害防止に必要な安全措置、被害状況、復旧状況等の県民への広報 ○情報収集 ○被災状況の調査、応急復旧作業の実施 ○地震発生時における応急対策の実施に係る相互の協力
		県民・事業所 ○可能な応急手当		隣人・町内会・自主防災組織等	○可能な応急手当、復旧作業(I-1-3)		
復興段階							